

事務連絡
令和2年10月29日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課
消防庁防災課

火災予防啓発映像等のさらなる活用について

標記につきましては、令和2年7月2日付け消防予第175号で火災予防啓発映像「地震火災 ～あなたの命を守るために出来る事～」の制作・公表について通知し、DVD及びリーフレットデータを各都道府県庁及び消防本部へ配布しているところです。

今後、11月5日の「津波防災の日」や、11月9日から実施する「秋季全国火災予防運動」に伴い、地域住民の災害に対する意識が高まっている時期となります。この機会を捉え、通電火災をはじめとした地震火災対策について、予防運動等における各種行事、広報等を通じて地域住民に対し周知いただきますようお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、同火災予防啓発映像等を積極的に御活用いただくとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

【映像データ及びリーフレットデータ】

消防庁HP「地震火災 ～あなたの命を守るために出来る事～」

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post-2.html>

消防庁予防課予防係 担当：吉田・道川 電話 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533
--

火災予防啓発映像「地震火災 ～あなたの命を守るために出来る事～」

消防庁では、広く国民に地震発生時における出火防止対策等を周知するため、火災予防啓発映像及びリーフレットを作成（令和2年6月30日）。

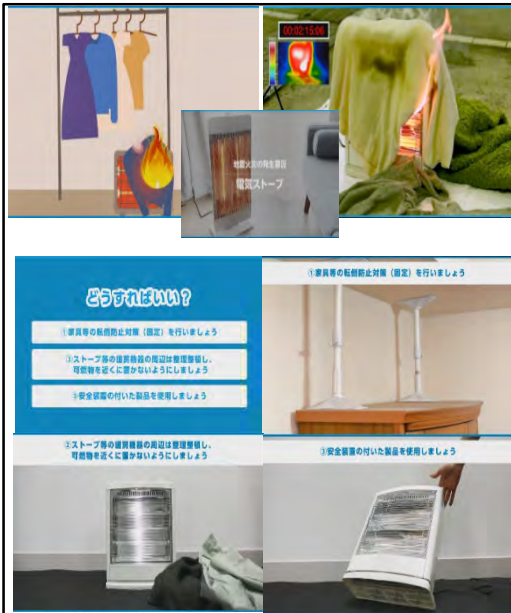
映像の概要

【背景】

大規模地震発生時には、多くの地点で火災が発生し、消防力の不足に伴う、住宅密集地等における火災の大規模化が懸念。

【内容】

- 地震火災発生メカニズム等を過去の事例をもとに紹介し、対策例として、家具等の転倒防止措置、感震ブレーカーの設置、安全装置付きの暖房器具の使用など、日常での地震火災対策について周知。
- 地震火災対策に併せて、近年、風水害発生時においても発生が懸念されている通電火災についても対策を周知。



【地震火災対策】



【通電火災対策】



【様々な対策と火災時の対応】



【チェックポイントを示したリーフレット】

地震火災を防ぐポイント

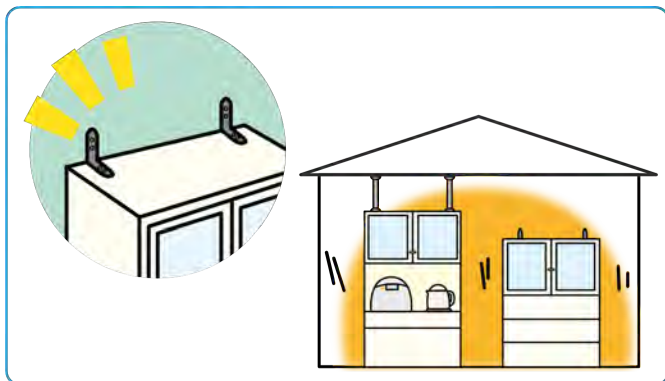
地震火災対策きちんと出来ていますか？

事前の対策

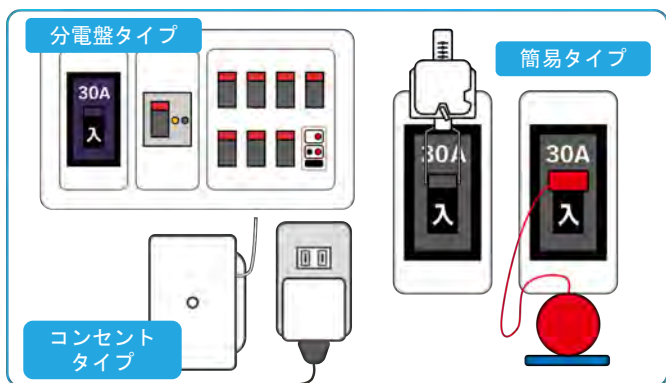
住まいの耐震性を確保しましょう



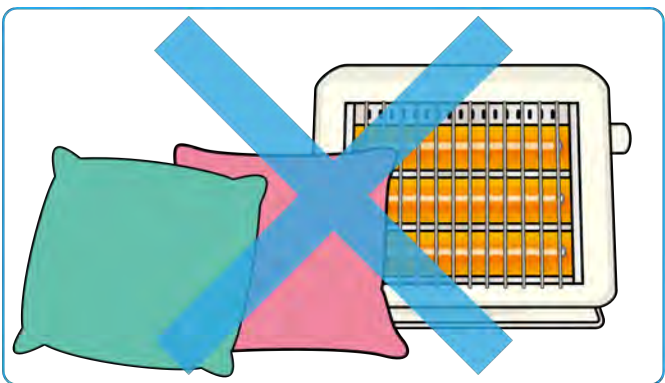
家具等の転倒防止対策（固定）を行きましょう



感震ブレーカーを設置しましょう



ストープ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないようにしましょう



住宅用消火器等を設置し使用方法について確認しましょう



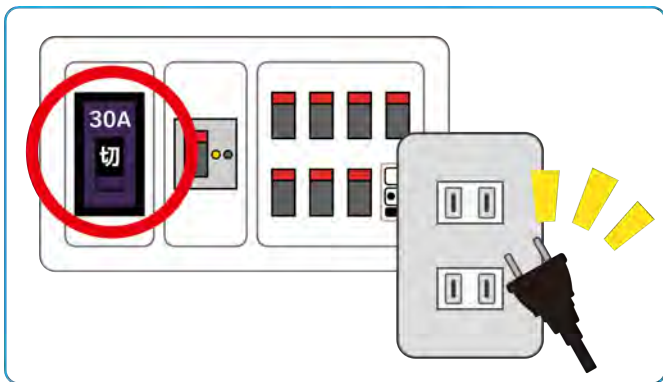
住宅用火災警報器を設置しましょう



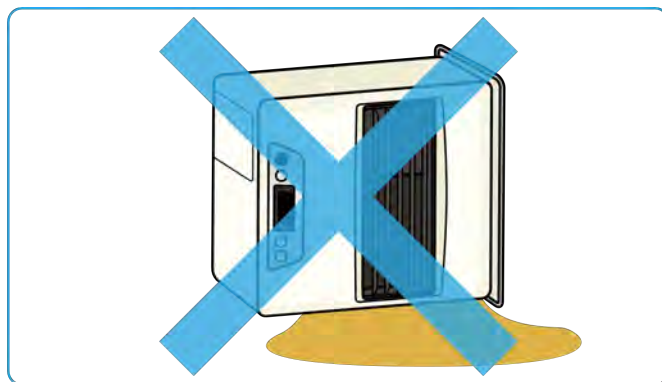
※交換の際は連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器へ交換しましょう。
※設置場所については市町村条例で定められています。

地震直後の行動

- 停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう
避難するときはブレーカーを落としましょう

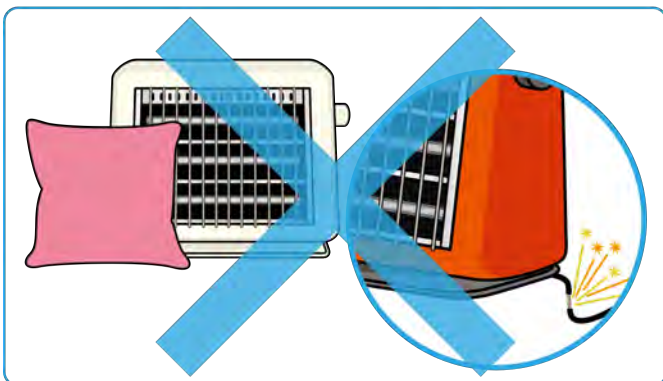


- 石油ストーブや石油ファンヒーターからの油漏れの有無を確認しましょう

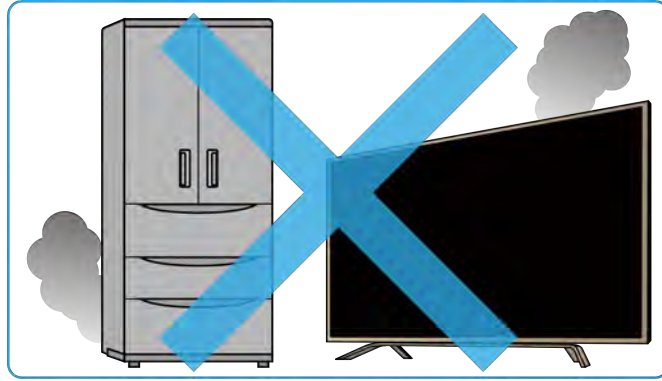


地震発生からしばらくして（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

- ガス機器、電気器具及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょう



- 再通電後は、しばらく電気器具に異常がないか注意を払いましょう（煙、におい）



日頃からの対策

- 消防団や自主防災組織等へ参加しましょう



- 地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図りましょう



お問い合わせ先